

テロ等準備罪の処罰範囲について

～テロ等準備罪の処罰範囲は、明確かつ限定的なものです～

テロ等準備罪の成立要件

- ① 「組織的犯罪集団」が関与すること
- ② 犯罪の実行を二人以上で「計画」すること
- ③ 計画に基づき「実行準備行為」が行われること

→ 3要件を全て満たさなければ、テロ等準備罪は成立しません



① 「組織的犯罪集団」が関与すること

以下のア～ウを全て満たす必要があります(例:テロリズム集団, 暴力団, 薬物密売組織, 振り込め詐欺集団)

ア 多数人の継続的な集団であること

(ごく少数の人の集まりや, 多数でも一時的に集まっただけの場合は当たりません)

イ 犯罪実行部隊のような組織(注1)を有していること

(注1: 指揮命令に基づき, あらかじめ定められた任務の分担に従って行動する人の集まり)

ウ 重大な犯罪等(目的犯罪)(注2)を実行することを目的として集まっていること

(例えば, その罪を実行しないならば, 集団として集まることはないと考えられること)
(注2: 目的犯罪は組織的犯罪処罰法別表第3に個別に列挙されています)

➡ 以下の場合には①を満たさず, 処罰されません

× 会社員数名が, 居酒屋で, 会社の上司を殴ってけがをさせることを計画した場合

→ 会社員の集まりは, ①ア, イを満たさない

× 友人同士が, 万引きをすることを計画した場合

→ 友人同士の集まりは, ①ア, イを満たさない

× 一般の会社が, 法人税を脱税することを計画し, 脱税するための帳簿を作成した場合

→ 正当な事業を行っている会社は, ①ウを満たさない

② 犯罪の実行を二人以上で「計画」すること

以下のエ～オを全て満たす必要があります

エ 「団体の活動として」、一定の犯罪(対象犯罪)(注3)を実行するものであること

(注3:対象犯罪は組織的犯罪処罰法別表第4に個別に列挙されています)

オ 具体的かつ現実的な合意をすること

➡ 以下の場合には②を満たさず、処罰されません

× 一部の者が個人的な利益のために犯罪を実行することを合意した場合

→ 「団体の活動として」とはいえず、②エを満たさない

× 他人の自動車を壊すことを合意した場合

→ 器物損壊罪は、対象犯罪ではなく、②エを満たさない

× 「手っ取り早く金を手に入れるため、何か犯罪をやろう」と合意した場合

→ 計画が具体的ではなく、②オを満たさない

③ 計画に基づき「実行準備行為」が行われること

以下のカ～クを全て満たす必要があります

カ 計画とは別の行為であること

キ 計画に基づく行為であること

ク 計画を前進させる行為であること

➡ 以下の場合には③を満たさず、処罰されません

× 計画をした後、計画の内容をメモに書き留めた場合

→ 計画とは別の行為とはいえず、③カを満たさない

× 毒殺の計画をしたが、ナイフを用いることは想定していなかったにもかかわらず、計画をした者のうちの一人がナイフを購入した場合

→ ナイフの購入は計画に基づくものとはいえず、③キを満たさない

× 計画をした後、腹ごしらえのために食事をした場合

→ 計画を前進させる行為とはいえず、③クを満たさない